

令和2年3月18日  
独立行政法人国民生活センター

## 消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等

全国の消費生活センター等には、消費者と事業者との間で締結される商品やサービスの契約に関して多数の相談が寄せられており、消費生活相談の現場では各種の法令等を考え方の前提にして、その被害の救済に取り組んでいます。なかでも消費者契約法（以下、法）は、あらゆる消費者契約を対象として、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項によって被害を受けた消費者の事後救済を可能とするもので、消費者契約にかかわるトラブルを解決する有効な手段として活用されています。

国民生活センター（以下、当センター）では、法に関連する消費生活相談を整理し、事業者の努力義務や不当な勧誘、不当な契約条項について、代表例と傾向をまとめています（注<sup>1</sup>）。また法の施行（2001年4月1日）後は、法に関連する主な裁判例等について収集し情報提供しています。

今回は、2019年1月公表以降に把握できたものを取りまとめました。「1. 法に関連する消費生活相談の概要」では2018年度の相談件数（2019年9月末までの登録分）、「2. 法に関連する主な裁判例等」では2018年10月1日から2019年9月末までに把握した裁判例を分析しています。

### 1. 法に関連する消費生活相談の概要

法に関連する消費生活相談として、「事業者の努力義務（3条関連）」、事業者の「不当な勧誘（4条関連）」、「不当な契約条項（8～10条関連）」の代表的な例とその件数について、直近3年度分を以下にまとめました〔表1〕。2018年の法改正により、事業者の努力義務の明示や取り消しうる不当な勧誘行為の追加等がなされたことを受け、表中に「難解」「デパート商法」「開運商法」の項目を加えました。

#### （1）事業者の努力義務（3条関連）

「契約・解約」に関する相談のうち、「契約条項の明確化」（3条1項1号）および「情報提供」（3条1項2号）に関連する相談の内容を挙げています。これらに関連する相談が含まれると考えられる、契約条項や契約内容などが「難解」であった相談（注<sup>2</sup>）は26,385件（2018年度。以下同じ）となっています。この中では、インターネット回線やスマートフォンの通信契約の契約内容について「複雑で理解できない」「説明されたが理解できなかった」といった相談が目立ちます。

（注<sup>1</sup>） 法における事業者の努力義務および不当行為については本資料14～15ページ参照。

（注<sup>2</sup>） 契約条項や契約内容のほか、使用方法や注意事項が難解であったという相談も含む。

〔表1〕法に関連する消費生活相談\*の概要

年度		2016年度		2017年度		2018年度		備考	
相談総件数(参考値)		890,711		941,424		995,640			
架空請求および還付金詐欺を除いた相談総件数		799,598		737,684		766,635			
「販売方法」に関する相談件数		388,067	(48.5%)	340,296	(46.1%)	363,611	(47.4%)		
「契約・解約」に関する相談件数		572,580	(71.6%)	528,009	(71.6%)	559,839	(73.0%)		
事業者の努力義務 (3条関連)	関連する相談の内容	22,463 (3.9%)		23,076 (4.4%)		26,385 (4.7%)		契約条項が平易でない、明確でないなど、消費者にとって難解な契約に関する相談。使用方法や注意事項が難解であったという相談も含む。	
	難解	22,463 (3.9%)		23,076 (4.4%)		26,385 (4.7%)			
不当な勧誘 (4条関連)	代表的な販売手口等	(1)消費者を誤認させる勧誘:消費者契約法の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知となるような販売手口の問題を含む相談。							
		虚偽説明	38,570	(9.9%)	32,306	(9.5%)	34,066	(9.4%)	虚偽の説明により誤認した相談など。虚偽の説明があった場合でも、他に具体的な手口がわかっているものは含まれない。
		説明不足	52,762	(13.6%)	49,095	(14.4%)	49,856	(13.7%)	勧誘の際の説明不足が原因で誤認した相談など。クレーム処理の際の説明不足も含む。
		サイドビジネス商法	10,039	(2.6%)	10,937	(3.2%)	11,955	(3.3%)	「内職・副業(サイドビジネス)になる」「簡単な作業でお金が稼げる」などをセールストークにした手口により誤認した相談など。
		販売目的隠匿	10,119	(2.6%)	9,247	(2.7%)	8,863	(2.4%)	販売目的を隠した勧誘により誤認した相談など。アポイントメントセールスを含む。
		無料商法	19,267	(5.0%)	13,444	(4.0%)	14,053	(3.9%)	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」など「無料」であることを強調した手口により誤認した相談など。
		点検商法	5,460	(1.4%)	5,116	(1.5%)	5,341	(1.5%)	「点検に来た」と来訪し、「排水管がかなり汚れている」「瓦が落ちそうだ」など不安をおおる手口により誤認した相談など。
		身分詐称	12,708	(3.3%)	12,379	(3.6%)	15,819	(4.4%)	公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせる手口により誤認した相談など。
		(2)消費者を困惑させる勧誘:消費者契約法の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知となるような販売手口の問題を含む相談。							
		強引・強迫	57,066	(14.7%)	45,775	(13.5%)	43,960	(12.1%)	強引・強迫行為により困惑した相談など。クレーム処理の際の行為等や電話による勧誘も含む。
		長時間勧誘	2,973	(0.8%)	2,671	(0.8%)	2,596	(0.7%)	長時間にわたる勧誘で困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
		夜間勧誘	2,032	(0.5%)	1,829	(0.5%)	1,756	(0.5%)	夜間の勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
		デート商法	424	(0.1%)	422	(0.1%)	496	(0.1%)	恋愛感情を利用してデート等を装って勧誘する手口に関する相談など。
		判断能力に問題のある人の契約	8,023	(2.1%)	7,951	(2.3%)	7,770	(2.1%)	何らかの理由で十分な判断ができない者の状態を利用して契約させる手口など。いわゆる適合性原則に関連した相談を含む。
		開運商法	1,280	(0.3%)	1,230	(0.4%)	1,348	(0.4%)	「購入しなければ不幸になる」と不安をおおったり「契約すれば運勢が開ける」「幸福になる」と言って勧誘する手口に関する相談など。
		(3)必要以上の契約を結ばせる勧誘:消費者契約法の過量契約となるような販売手口の問題を含む相談。							
		過量販売	1,695	(0.4%)	1,552	(0.5%)	1,374	(0.4%)	必要以上の量や長期間の契約を迫り、結果として高額・複数年分に当たる商品や役務を契約させる手口
次々販売	5,598	(1.4%)	5,392	(1.6%)	5,128	(1.4%)	一人の者に次々と契約をさせる手口。勧誘を断れない消費者につけ込んで、不要とも思える商品を購入させる相談など。		
(4)その他不適切な勧誘:ただちに現行の消費者契約法の対象とはならないが、不適切な勧誘として議論される販売方法の問題を含む相談。									
二次被害	11,201	(2.9%)	5,340	(1.6%)	3,730	(1.0%)	一度被害にあった人を再び勧誘し、二次的な被害を与える手口。		
8～10条関連	関連する相談の内容	解約料	36,414	(6.4%)	33,053	(6.3%)	32,137	(5.7%)	契約の解除に伴う不当な損害賠償額の請求を定めた条項についての相談を含む、解約料に関する相談全般。
		遅延金	3,647	(0.6%)	3,641	(0.7%)	3,361	(0.6%)	金銭の支払いが遅延した場合の不当な損害賠償金を定めた条項についての相談を含む、債務の履行が遅れたことによる損害賠償金(遅延金、遅延損害金、遅延利息等)関連の相談全般。
		保証金等	13,762	(2.4%)	12,678	(2.4%)	12,114	(2.2%)	不動産賃貸借で、原状回復費用を不当に消費者に負担させることを定めた条項についての相談を含む、債務者が契約時に予め債権者等に対して預ける金銭(手付金、敷金、礼金、内金など)に関する相談全般。

\* ( ) 内の数値は、割合。「販売方法」に関する相談、「契約・解約」に関する相談は架空請求および還付金詐欺を除いた相談総件数のうちの割合。「事業者の努力義務(3条関連)」は「契約・解約」に関する相談のうちの割合。「不当な勧誘(4条関連)」は、「販売方法」に関する相談のうちの割合。「不当な契約条項(8～10条関連)」は、「契約・解約」に関する相談のうちの割合。

\*事業者の努力義務(3条関連)については「契約・解約」に関する相談のうち「(事業者の努力義務に)関連する相談の内容」、不当な勧誘(4条関連)については「販売方法」に関する相談のうち「代表的な販売手口等」、不当な契約条項(8～10条関連)については「契約・解約」に関する相談のうち「(不当条項に)関連する相談の内容」を記載。

\*「販売方法」、「契約・解約」は複数回答項目。また、「代表的な販売手口等」と「関連する相談の内容」の各項目も、すべて複数回答項目。

\*事業者の努力義務(3条関連)、不当な勧誘(4条関連)および不当な契約条項(8～10条関連)の各項目は、消費者契約法の対象となる相談を含むものであるが、すべてが同法の対象となる相談とは限らない。

\*データは2019年9月末日までのPIO-NET(注3)登録分、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

(注3) PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

## (2) 不当な勧誘（4条関連）

「販売方法」に関する相談のうち不当な勧誘が関連した代表的な販売手口等を挙げています。このうち、「(1)消費者を誤認させる勧誘」では、「虚偽説明」が34,066件、「説明不足」が49,856件、「サイドビジネス商法」が11,955件となっており、これらは主に事業者のセールストークに問題のあったものです。また、「販売目的隠匿」が8,863件、「無料商法」が14,053件、「点検商法」が5,341件、「身分詐称」が15,819件となっており、これらは主に勧誘の入り口の段階で消費者を誤認させる手口です。「(2)消費者を困惑させる勧誘」では、「強引・強迫」行為に関する相談件数が多く、43,960件でした。また、2018年の改正で不当な勧誘行為に追加された事項に関連する相談である「デート商法」は496件、「判断能力に問題のある人の契約」は7,770件、「開運商法」は1,348件となっています。「(3)必要以上の契約を結ばせる勧誘」では「過量販売」が1,374件で「次々販売」が5,128件、「(4)その他不適切な勧誘」では「二次被害」が3,730件となっています。

## (3) 不当な契約条項（8～10条関連）

「契約・解約」に関する相談のうち、不当条項に関連する相談の内容を挙げています。法9条1号に関連する「解約料」に関する相談は32,137件となっており、これは2017年度に引き続き、インターネット回線やスマートフォンの通信契約、モバイル通信契約の解約料についての相談が中心となっています。法9条2号に関連する「遅延金」に関する相談は3,361件、10条に関連する「保証金等」の相談は12,114件となっています。

## 2. 法に関連する主な裁判例等

当センターが法の施行（2001年4月1日）後2019年9月末日までに把握した、法に関連する主な裁判例は479件です。〔表2〕に、2019年1月24日に公表した「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例等」以降に把握した38件の判決等を掲載しました。

38件の内容を見ると、「事業者の努力義務（3条<sup>（注4）</sup>）」関連の判決が1件、「不当な勧誘（4条）」関連の判決が16件、「不当な契約条項（8～10条）」関連の判決が19件、適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が2件でした。

### (1) 事業者の努力義務（3条）関連の判決〔表2（1）〕

法3条1項は、事業者の努力義務として、消費者契約の勧誘の際に消費者へ必要な情報を提供するように定めていますが、継続的な金銭消費貸借契約における過払い金返還請求の事案で、事業者はその義務等に反して債務があると誤信させ続けて消費者に弁済をさせており、消滅時効の主張をすることは信義則に反して許されないなどと主張したものが1件ありました。事業者が利息制限法所定の制限額を超えて利息を受領したことをもって、消滅時効の主張が信義則に反するとはいえないとして、信義則違反の主張を否定しています。

<sup>（注4）</sup> 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するように努めなければならない。

## (2) 不当な勧誘（4条）関連の判決〔表2（2）〕

表2（2）に挙げた16件のうち、6件（同表中1、4、5、8、10、13）が、不動産の売買契約に関する事案でした。その他は、スマートフォンのゲームアプリや金融商品に関する事案などです。

16件のうち、事業者側が裁判を欠席するなどして請求原因事実を争うことを明らかにせず、そのまま消費者の請求が全て認められた4件（表中5、10、12、14）を除くと、2件（表中7、8）で法に関する消費者の主張が認められています。

1件は、太陽光発電システムの工事請負契約において、同システムの販売業者が「土地の権利を取得でき、契約に基づく太陽光事業によって利益が得られることを告げる一方で、土地が仮差押えされ、その登記が存在していたことを故意に告げなかったこと」に不利益事実の不告知（4条2項）を認めています（表中7）。

もう1件は、土地と建物の売買契約において、不動産業者が「土地と建物の販売の際に緑化率（敷地面積に対する緑化施設の面積の割合）不足という条例違反の事実を告げなかったこと」について、不利益事実の不告知（4条2項）を認めています（表中8）。

なお、16件のうち3件（表中2、6、9）は、原告もしくは被告が事業のために契約を締結していたと認定され、消費者契約法上の「消費者」とはいえないことから、法の適用が否定されています。

## (3) 不当な契約条項（8～10条）関連の判決〔表2（3）〕

表2（3）に挙げた19件は、不動産の賃貸借や金融サービスなど、さまざまな契約における契約条項に関する事案ですが、5件（表中4、8、11、14、17）で法に関する消費者の主張が認められています。

1件は、不動産業者との間の借地権付建物の売買契約に関する事案で、「抵当権等の設定登記をすることを承諾する書面の発行前に、地主に事前承諾を得る必要がある」旨定めた条項について、法10条による無効を認めています（表中11）。

もう1件は有料老人ホームの原状回復費用について定めた契約条項について、「通常損耗を超える部分についての入居者の負担を定めたものである」としたうえで、「通常損耗についても負担させる旨定めているとしたら法10条により無効である」と判断しています（表中17）。

残りの3件は、LPガス消費設備の売買予約に関する事案で、消費者がLPガスの販売業者とのガス供給契約を解除した場合に、事業者が予約完結権（一方的な意思表示により売買契約を成立させる権利）を行使できる旨定めた条項について、実質は違約金を定める条項であると認めたとうえで、事業者が生ずべき平均的損害は発生していないとして、法9条1号による無効を認めています（表中4、8<sup>（注5）</sup>、14）。なお、同一業者に対する同様の事案がその他に1件（表中10）ありますが、法に関する消費者の主張は否定されています。

なお、19件のうち3件（表中7、13、19）は、原告もしくは被告が事業のために契約をしていたと認定され、消費者契約法上の「消費者」とはいえないことから、法の適用が否定されています。

<sup>（注5）</sup> 明確に「無効である」との判断はされていないが、「平均的な損害の額はなし」と判断しており、判決文の内容からも実質的に無効と判断していることがうかがわれる（詳細は表中8を参照）。

#### (4) 消費者団体訴訟〔表2(4)〕

消費者団体訴訟は、事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項等について、一定の要件の下に、適格消費者団体が差止訴訟を提起することができるという制度（法3章、特定商取引法5章の3、景品表示法30条、食品表示法11条）と、不当な事業者に対して、適格消費者団体の中から内閣総理大臣が新たに認定した特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求めることができる制度があります（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）。

今回は、差止請求の判決が地裁で2件ありました（1件は一部認容）。制度施行（2007年6月）<sup>（注6）</sup>後2019年9月末日までに当センターが把握した法に基づく消費者団体訴訟の判決は46件で、そのうち適格消費者団体の請求を認めたものは15件（うち3件は全部認容）です。

以下に、今回収集した消費者団体訴訟の概要を紹介します。

①冠婚葬祭互助会の運営業者に対して、解約時の払戻金について「支払済みの月掛金の残高から『解約手数料』欄記載の所定の手数料を差し引いた金額を支払う」旨定めた契約条項が、法9条1号および10条により無効であるとして差止請求をした事例では、将来のサービス提供のために支出する費用がある等の理由から、解約手数料は「平均的損害の額」を超えているとはいえないなどとして、差止請求を棄却しました（表中1）。

②家賃債務の保証業者に対して、「賃借人が賃借物件を使用していないことをうかがわせる所定の要件を充たす場合に、賃借物件の明渡しがあったものとみなし、賃借物件を第三者に賃貸する権限や残置した動産類の搬出・保管権限等を保証業者に付与する」などと定めた契約条項が、法8条1項3号および10条により無効であるとして差止請求をした事例では、賃貸人に賃借物件の返還請求権が生じていない場合であっても、被告に賃借人の占有を排除することを認める条項であること等の理由から、法8条1項3号に該当するとして、差止請求を一部認容しました（表中2）。

### 3. 情報提供先

消費者庁地方協力課（法人番号5000012010024）

消費者庁消費者制度課（法人番号5000012010024）

内閣府消費者委員会事務局（法人番号2000012010019）

<sup>（注6）</sup>景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づく消費者団体訴訟の制度は2009年4月1日施行、特定商取引法（特定商取引に関する法律）に基づく消費者団体訴訟の制度は2009年12月1日施行、食品表示法に基づく消費者団体訴訟の制度は2015年4月1日施行。消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律は、2016年10月1日施行。

〔表2〕消費者契約法に関連する主な裁判例

(1) 事業者の努力義務(3条) 関連

	判決	原告(控訴人、上告人)の主張	判決の内容
1	東京地裁平成30年6月27日	原告(消費者)が、被告(貸金業者)との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち、利息制限法1条所定の利息の制限超過部分を元本に充当すると過払い金が発生している旨主張し、被告に対して不当利得返還請求権に基づき過払い金等の支払いを求めた事例。なお、原告と被告の間では第1取引と第2取引が存在し、被告は、第1取引に係る不当利得返還請求権について、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。これに対し、原告は第1取引と第2取引は1個の基本契約に基づく一連の取引であるから、第1取引に係る過払い金等の消滅時効は成立しない、仮に消滅時効が成立していたとしても、被告は法3条1項および消費者基本法5条1項に反し、原告に対して債務があると誤信させ続けるなどしていたのであるから、被告の消滅時効の主張は信義則に反して許されないと主張した。また、第1取引による過払い金の発生を知っていたら第2取引の基本契約を締結することはなかったとして、第2取引について錯誤による無効を主張した。	裁判所は、まず、第1取引と第2取引を一連の貸付取引として過払い金等を算定することはできないとした。第1取引に係る原告の不当利得返還請求権については、①第1取引の最終取引日から本訴提起日までに10年以上が経過しており、当該請求権について被告が消滅時効を援用していること、②第1取引や第2取引において被告が利息制限法1条所定の利息の制限額を超えて利息を受領していたことをもって、被告の消滅時効の主張が信義則に反するとはいえないことから、第1取引に係る原告の不当利得返還請求権は消滅したとした。原告の第2取引に係る錯誤無効の主張については認めなかった。しかし、被告は悪意の受益者として、過払い金が発生した時点から利息の支払い義務を負うとして、第2取引について利息制限法所定の制限利率に引き直し計算した額の過払い金等の支払いを命じた。

(2) 不当な勧誘(4条) 関連

	判決	原告(控訴人、上告人)の主張	判決の内容
1	名古屋地裁平成29年3月22日判決	土地および建物を購入した原告(消費者)が、売主である被告(不動産業者)に対し、本件不動産は市の風致地区内建築等規制条例に違反する状態であったのに、被告はそのことを秘して原告に売却したなどと主張し、特約に基づく違約金もしくはは錯誤無効、詐欺取消し、法4条2項(不実告知)に基づく取消しまたは売買瑕疵担保に基づく解除による原状回復および不法行為に基づく損害賠償の支払いを求めるとともに、その合計額に対する遅延損害金の支払いを求めた事例	裁判所は、当時被告は、緑化率(敷地面積に対する緑化施設の面積の割合)が不足していることは認識していたが、市の条例による規制を重視していなかったため、原告を勧誘するまでに、緑化率が不足していることを失念し、過失により、そのまま原告に本件不動産を売却したと認められるとして、条例違反に関する被告の故意を否定し、法4条2項に基づく契約の取消しを否定した。また、不動産が条例に適合していない点が意思表示の主要部分をなすものではないこと等から錯誤無効の主張も否定し、その他の原告の請求も全て否定した。
2	東京高裁平成29年11月29日判決	被控訴人1(ホームページの制作者)の従業員から勧誘を受け、ネットショップ開設のためのホームページ制作等業務の提供を受ける契約を締結した控訴人(個人)が、実店舗を有する事業者向けのサービスであるにもかかわらずドロップシッピング(ネットショップ運営者は商品在庫を持たず、顧客から商品の注文を受けると専門業者から顧客に商品を直送する仕組み)が可能になるサービスかのように事実と異なることを告げられ、月商10万円くらいならすぐに稼げるようになるなど断定的な判断を提供されたとして、法4条1項に基づき、申込みの意思表示を取消し、既払金の返還と遅延損害金の支払いを求めるとした事例。また、控訴人はクレジット契約を締結した被控訴人2(信販会社)に対して、割賦販売法または信義則に基づき、被控訴人1との間の抗弁を対抗できると主張して未払分割支払金の支払いを拒絶することのできる地位にあることの確認等を求めた。原審は、控訴人は「消費者」に当たらないとして、その請求を棄却したため、控訴人が控訴した。	裁判所は、控訴人は、インターネットを利用して商品を販売する事業を営むことを目的として被控訴人1との間で契約を締結しており、法にいう「消費者」に該当せず、被控訴人1,2に対して法4条1項に基づいて当該契約の申込みの意思表示の取消しはできないと判断した。また、被控訴人2との関係で割賦販売法35条の3の19第1項を適用する余地がないとして、抗弁の対抗に関する控訴人の請求も棄却した。しかし、被控訴人1の従業員による勧誘には、不安を訴える控訴人に対し確実に成功することを期待させるような勧誘を行った等の点において、実店舗、商品の在庫および仕入れ先を有しない原告に対する、ネットショップの経営に係る説明義務の違反があったとして、請求を一部認容し、被控訴人1に既払金相当額の支払いを命じた。
3	東京地裁平成30年1月30日判決	被告(個人)が主催するセミナーを受講した原告ら(消費者)が、被告は原告らの不安や恐怖心をあおり、セミナーの受講によってのみ苦しみから逃れられるかのように誤信させ、また、受講料の支払いにつき威圧的な方法で回収を図ったとして、主位的に、不法行為に基づき、セミナー受講料等の損害賠償を請求し、予備的に、セミナー受講契約を法4条1項1号により取り消したなどとして、不当利得返還請求権に基づき、セミナー受講料相当額等の返還を請求した事例。これに対し、被告は、反訴において、未払受講料の支払いを請求した。	裁判所は、被告の勧誘行為について、原告らがその自由な意思に基づいてセミナーの受講について判断することを不可能にし、あるいは著しく困難にしたとまでいうことはできず不法行為に該当しない、被告による受講料の回収についても、その態様が権利の行使として社会通念上許されないといまではいえず、不法行為に該当しないと判断した。また、法4条1項1号で不実告知の対象となる事実とは「客観的な事実により真実または真正であるか否かを判断することができる内容を指すもの」であり、被告の勧誘の内容は、抽象的な推論あるいは将来の事実について主観的な評価を示すものにすぎないから、不実の告知の対象にならないとして、原告らの請求を棄却した。なお、被告の反訴請求についても、被告と原告らとの受講契約における受講料の額を認めるに足りる証拠はないとして、これを棄却した。

4	東京地裁平成30年2月22日判決	被告(不動産業者)から、土地と建物を購入した原告(消費者)らが、被告に対して、主的に土地に地盤改良を実施したうえで土地と建物を引き渡す義務に違反した、説明義務違反があったなどとして、債務不履行に基づく損害賠償を、予備的に、上記行為が不法行為に該当するとして損害賠償を、さらに予備的に、売買契約を法4条1項1号(不実告知)により取り消したなどと主張して、不当利得の返還請求をした事例。これに対して、被告は、原告が土地および建物の受領ならびに代金の支払いを拒んでいることから、売買契約を解除したとして、違約金の支払いを求めた。本件では、被告から原告に対して、「地盤沈下が懸念されるため、地盤状況により地盤補強が必要である」旨の記載がある旧報告書が交付された後に、被告が同報告書は誤りである、本件土地のものではないなどと説明したうえで、契約書に「地盤改良工事は不要との判定になっている」旨を追記して、再度、改良工事は不要であるという解析結果の記載がある新報告書を交付したという経緯があり、原告は上記の「旧報告書は本件土地のものではない」との説明について、事実と異なるものであるとして、不実告知や説明義務違反を主張した。	裁判所は、本件土地は地盤改良工事を必要としない土地であったと認め、土地および建物の引渡義務に違反はないと判断し、契約締結前における説明義務違反についても、原告らは報告書の正誤は問題としないことについて了承していたため、違反はないと判断した。しかし、新報告書と旧報告書の内容が整合しない点について、被告に説明義務違反を認め、原告の慰謝料請求を認めた。また、法4条1項1号に基づく取消しおよび錯誤無効については、土地に地盤改良工事が不要なことを前提に契約を締結したところ、実際に地盤改良工事が不要なことが以上、土地の性状についての誤信は存在せず、原告の主張は認められないと判断し、原告らによる本訴請求については、慰謝料請求の限度で認容した。なお、反訴請求については、原告による土地および建物の受領を期待できない状況にあった、または原告は代金支払義務を履行しない意思を明らかにしたと評価されてもやむを得ないとして、被告は自己の債務について弁済の提供をすることなく本件契約を解除することができるかと判断して、被告の請求を認容し、原告らに手付金を控除した違約金の連帯支払いを命じた。
5	東京地裁平成30年3月1日判決	被告(不動産業者)から土地を購入した原告(消費者)が、被告に対して、当該土地の売買契約は、被告による法(4条1項)の不実告知または民法上の詐欺に該当する行為によって締結されたものであり、原告は、同契約を取り消したとして、所有権移転登記の抹消登記を請求した事例。	裁判所は、被告が請求原因事実につき争うことを明らかにしなかったことから、原告の請求を認容し、被告に所有権移転登記の抹消登記を命じた。
6	東京地裁平成30年3月8日判決	「原告(音楽活動をしてきた個人)の負担する費用の上限は50万円」との約定に基づいて50万円を交付したうえで、被告(芸能プロダクションの運営していると称する者)との間で演奏家としてのプロモーション契約を結んだ原告が、当該契約は密室で引き止められて契約させられたものであったうえ、被告は原告のために何らの活動もせず、当初交付した50万円以上の資金提供をさせられたとして、不実告知(法4条1項1号)、退去妨害(3項2号)等に基づき契約を取り消し、または債務不履行等に基づき契約を解除したとして、当初交付金について、不当利得返還請求や損害賠償請求をするとともに、被告に貸し付けた110万円と遅延損害金の支払い等を求めた事例	裁判所は、本件プロモーション契約が、「原告が復讐継続して行われる演奏家としての活動という事業のために締結されたものである」とことから原告の消費者性を否定し、「仮に主たる目的が原告から資金を取得するものであった場合には、そのこと自体で不法行為が成立する可能性が高く、契約を取消す意思表示の主張は不要である」として、法に基づく原告の主張を否定したが、被告が原告を演奏家として宣伝する意図がなかったこと、実際に宣伝する業務を何ら果たしていないこと等から、損害賠償請求として、被告に当初交付金の支払いを命じ、その他の原告の請求も全て認めた。
7	東京地裁平成30年4月20日判決	被告(太陽光発電システム販売業者)との間で太陽光発電システムの工事請負契約および管理利用契約(本件契約)を締結した原告(消費者)が、主目的請求として①法定書面の不備によるクーリング・オフ②詐欺または法4条1項・2項による取消し③履行不能による解除④注文者解除により、本件契約が終了したことを理由に、不当利得として既に原告が被告に支払った代金2283万円の返還等を求め、予備的請求として、本件契約13条2項(原告の都合による工事不能に基づく解除を定めた規定。この場合原告は被告に工事代金の2割相当額を支払う必要がある)に基づく解除により本件契約が終了したことを理由に、不当利得として既に原告が支払った代金から2割を引いた額および遅延損害金の支払いを求めた事例。原告は、本件契約の重要事項である太陽光発電が設置される土地に仮差押がなされている事実および登記の存在を被告が故意に告げずに契約を締結させたものであるとして、法4条2項に基づき本件契約の取消しを主張した。	裁判所は、本件契約は会社経営者である原告が個人としての投資として締結したものであり、原告は法2条1項の消費者に該当するとした。そのうえで、太陽光発電システムが設置される土地が仮差押されている事実および登記の存在は、本件契約における重要事項に該当するところ、被告は、本件契約の締結の勧誘に際して、本件契約により原告が当該土地の権利を取得することができ、本件契約に基づく太陽光事業によって利益を得ることができる旨を告げていた一方、当該土地の仮差押の事実および登記の存在について故意に告げなかったものと認め、法4条2項により本件契約は取消され、原告は被告に対して既に原告が被告に支払った代金2283万円の不当利得返還請求権を有するとして原告の請求を認容した。
8	名古屋高裁平成30年5月30日判決	事例1(名古屋地判H29.3.22)の控訴審判決。原審が控訴人(原告)の請求をいずれも棄却したため、控訴人が控訴した。	裁判所は、被控訴人(被告)は、緑化率の不足という条約違反の事実を認識していながら、これを消費者である控訴人に故意に告げなかったものと認めるのが相当であり、法4条2項本文を根拠に、本件売買契約を取り消すことができる、被控訴人は、控訴人に対し、不当利得として、本件売買代金等を返還しなければならないなどとして、原判決を変更し、控訴人の請求を一部認容した。
9	東京地裁平成30年6月19日判決	原告(通信会社)が、被告(司法書士)との間で締結したインターネット接続サービスの利用契約等に基づき、未払利用料および中途解約違約金等の支払いを求めた事例。被告は、自らは消費者であるとして、本件契約を法(条項を特定せず)により解除するとともに、原告が被告に対して最低利用期間が9年であることを故意に隠べし、告知や確認をしないまま本件契約を締結させ、本件訴訟を提起したことは、権利濫用に当たると主張した。	裁判所は、本件契約は被告が被告司法書士事務所において司法書士としての業務を行うために締結されたものであり、被告が「事業のために契約の当事者となる場合におけるもの」(法2条1項)に該当するとして、法は適用されないとした。また、原告が最低利用期間を故意に隠べし、告知や確認をせず被告に本件契約を締結させたこと認めるに足りる証拠はないとして、原告による権利濫用も認めず、原告の請求を認容した。

10	東京地裁平成30年6月21日判決	原告の実母(消費者)が原野商法類似の手口によりだまされて購入した土地1について、被告1(不動産会社)の従業員である被告2~5から「土地1を下取りにして土地2を購入すれば3700万円で某人に売却できる」などと勧誘され、被告1との間で本件土地1を1800万円で被告1に売却し、その代金を手付金として被告1から3100万円で土地2を購入する旨の売買契約を締結し、被告1に対して残代金1300万円を支払ったが、結局原告が土地2を売却することはできず、土地2の経済的価値はほとんどないものであることが判明したことから、本件売買契約は被告らが土地2の経済的価値がほとんどないにもかかわらず「某人が3700万円で購入する予定がある」などと虚偽の事実を告げ、法外な価格で土地2を購入させたうえ、残代金を支払わせたものであり、詐欺または法4条1項1号の不実告知に当たるとして本件売買契約の取消し等を主張した事例。原告は、被告2~5らは従業員として不法行為を負い、被告1も使用者責任および不法行為責任を負うと主張した。宅地建物取引士である被告6については、本件売買契約に係る契約書および重要事項説明書において虚偽の記載を行ったとして不法行為責任を負うと主張した。	裁判所は、被告1~6が口頭弁論期日に出頭せず答弁書等も提出しなかったことから、請求原因となる事実をすべて自白したものとみなし、原告の請求をすべて認容した。ただし、被告7については、本件売買契約に関与したことを認めるに足りる証拠はないとして、不法行為責任を否定し請求を棄却した。
11	東京地裁平成30年7月2日判決	被控訴人(学校)の設置する法律専門学校(本件学校)に入学した控訴人(消費者)が、控訴人の行った入学の申込みの意思表示は本件学校における授業の実施場所や担当講師、学習方法や教育内容について錯誤があった(授業は司法試験合格者の講師が行い、すべてゼミ形式であるなど)と信じていたため無効であり、またはこれらの事項について利益になることのみを告げ、錯誤に係る不利益な内容については告げなかったことから法4条2項に基づき取り消したとして、控訴人が支払った入学金等を被控訴人が受領したことについて法律上の原因がないと主張し、被控訴人に対して不当利得返還請求権に基づき入学金等の返還を求めた事例。原判決は控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。	裁判所は、控訴人の本件入学申込みの動機に錯誤があったとは認めず、さらに控訴人が本件入学申込みをする際に、被控訴人に対し授業の開講校舎、担当講師、学習方法や教育内容に関する動機を明示または黙示に表示したとも認められず、本件入学申込みについてその法律行為の要素に錯誤があったとはいえないとした。また、本件在学契約は法2条3項にいう消費者契約に当たるところ、被控訴人が控訴人に対し、本件入学申込みに際して控訴人の利益となる旨を告げ、かつ、控訴人の不利益となる事実を故意に告げなかったということではできず、法4条2項により契約を取り消すことはできないとして、控訴人の請求を棄却した。
12	東京地裁平成30年7月11日判決	被告(金融商品の販売会社)から、「出資金は被告の口座とは別口座で管理され、MARSの買い取りにのみ使用される。口座はネバタ州の保証がついている」などと勧誘されて、日本国内の投資家向けに販売されたアメリカ合衆国の診療報酬請求債権(MARS)を投資対象とする金融商品の出資契約を締結した原告(消費者ら24名)が、被告が出資金の分別管理をしておらず、顧客からの出資金を他の顧客への元利金の支払いにあてるなどしていたことが判明したことから、真実とは異なることを告げられ誤信して契約を締結させられたとして、詐欺(民法96条1項)、もしくは不実告知(法4条1項1号)に基づいて訴状の送達により各出資契約を取り消したと主張して、不当利得返還請求として既に支払った出資金の一部と遅延損害金の支払いを請求した事例	裁判所は、本件について日本の裁判所が管轄権を有することを認めたとうえで、被告が口頭弁論期日に出頭せず答弁書等も提出しなかったことから、請求原因となる事実を全て自白したものとみなし、原告の請求を全て認め、被告に出資金の一部と遅延損害金の支払いを命じた。
13	東京地裁平成30年8月10日判決	原告が所有する不動産をA社に売却し、さらにA社から被告に売却され所有権移転登記がなされたものについて、原告が、これらの契約はB(原告の知人)のA社に対する消費貸借契約に基づく1000万円の貸借債務を担保するために行ったものであるとして、民法96条1項、法4条1項または2項に基づく取消しを主張した事例。原告は、不動産の売買契約時、不動産の買戻し代金について3000万円ではなく1000万円であると誤信して契約を締結したのであり、A社はBに対して利息2000万円との約定で1000万円を貸し付けたのであってA社とBの間の消費貸借契約は公序良俗違反によって無効である。また不動産の買戻し代金が3000万円であるとは認識していなかったとして錯誤による無効および法4条1項または法4条2項による取消しを主張し、所有権による妨害排除請求権に基づき、不動産の所有権移転登記の抹消登記手続を請求した。	裁判所は、原告が所有する不動産をA社に売却した契約につき、BのA社に対する消費貸借契約に基づく1000万円の貸借債務を担保するため、原告所有の不動産を譲渡担保に供したにすぎないとした。したがって、これらの契約は出資法第5条1項が定める制限利率を超過するものではなく、公序良俗に反せず有効であるとされた。また、不動産の買戻し代金を3000万円とする旨の合意は、不動産の売買契約の内容になっていないことはできないから、不動産の買戻し代金について錯誤があるとはいえず、法4条1項または2項による取消しも認められなかった。
14	東京地裁平成30年8月22日判決	被告(金融商品の販売会社)から、「出資金は被告の口座とは別口座で管理され、MARSの買い取りにのみ使用される。口座はネバタ州の保証がついている」などと勧誘されて、日本国内の投資家向けに販売されたアメリカ合衆国の診療報酬請求債権(MARS)を投資対象とする金融商品の出資契約を締結した原告(消費者ら19名)が、被告が出資金の分別管理をしておらず、顧客からの出資金を他の顧客への元利金の支払いにあてるなどしていたことが判明したことから、真実とは異なることを告げられ誤信して契約を締結させられたとして、詐欺(民法96条1項)、もしくは不実告知(法4条1項1号)に基づいて訴状の送達により各出資契約を取り消したと主張して、不当利得返還請求として既に支払った出資金の一部と遅延損害金の支払いを請求した事例	裁判所は、本件について日本の裁判所が管轄権を有することを認めたとうえで、被告が口頭弁論期日に出頭せず答弁書等も提出しなかったことから、請求原因となる事実を全て自白したものとみなし、原告の請求を全て認め、被告に出資金の一部と遅延損害金の支払いを命じた。



15	東京地裁平成30年9月18日判決	被告(スマートフォンゲームアプリ業者)が提供しているアプリのプレーヤーである原告ら(消費者)が、同アプリで使用される貴重なアイテムについて、極めて低い確率でしか提供されなかったことについて、期間限定アイテムに係る表示は、「契約の目的となるものの質」について誤認させる表示であり、法4条1項により同契約を取り消したなどとして、原状回復請求権等に基づき、ゲーム内で使用される通貨の購入代金相当額等の支払いを求めた事例。	裁判所は、被告が行った表示について、期間限定アイテムの出現確率が他の同一のレアリティのアイテムよりも高い旨を表示していることと認識されるものとはいえず、一般普通人をして、単に期間限定アイテム以外のアイテムも排出される可能性があるという事実を指摘しているものと認識されるにとどまるものと判断した。そして、不実告知について、被告の表示は期間限定アイテム以外のアイテムが排出される場合があることを指摘するにとどまり、事実と異なることを告げたものとは認められないなどと判断して、原告らの請求を棄却した。
16	東京高裁平成31年2月21日判決	事例15(東京地判H30.9.18)の控訴審判決。原審が控訴人(原告ら)の請求を棄却したため、控訴人らが控訴した。控訴人らは、控訴審において、通常のアイテムが期間限定のアイテムの他にも排出される場合がある旨の表示の解釈について、新たに主張を行っている。	裁判所は、各争点について大部分において原判決を引用した。そのうえで、控訴審における控訴人らの主張について、相当程度の時間にわたり、ロールプレイングゲームである被控訴人のアプリを使用することが想定される一般普通人にとって、アプリの画面構成は比較的単純であり、アイテムの提供割合を示した画面を確認することは困難ではなく、このような画面構成を前提にすると、期間限定アイテムの排出確率が高いことを期待するということではできないなどと判断して、原審の判断は正当であるとして、控訴人らの控訴を棄却した。

### (3) 不当な契約条項(8~10条)関連

	判決	原告(控訴人、上告人)の主張	判決の内容
1	東京地裁平成30年1月15日判決	控訴人(消費者)から先物・オプション取引の委託を受けた被控訴人(証券会社)が、同取引の強制決済によって発生した取引差損金を商品取引所に立て替え払いしたとして、控訴人に対し、立替金から委託証拠金を控除した残額を請求した事例の控訴審。控訴人は、反訴において、被控訴人からの請求の有無にかかわらず控訴人に対し追加証拠金の差し入れを要求する条項、および、追加証拠金の差し入れが確認できなかった場合に被控訴人が全建玉の強制決済を行うことができるとする条項が、法10条に反するなど主張して、不法行為に基づく損害賠償を請求した。原審が被控訴人の本訴請求を認容し、控訴人の反訴請求を棄却したため、控訴人が控訴した。	裁判所は、被控訴人からの請求の有無にかかわらず追加証拠金の差し入れを要求しているとしても、被控訴人に差し入れるべき追加証拠金の額は、控訴人がアクセスすることができるウェブページ上に表示されているから、消費者にとって酷であるとはいえない、強制決済条項の文言上、いつまでに証拠金の差し入れをしなければ必ず強制決済する旨の通知をする必要があると解することはできないと判断し、追加証拠金および強制決済に係る契約条項について、法10条に反して無効であるということではできないとし、強制決済の効力を認めた。以上の判断に基づいて、原審の判断を是認し、控訴人の控訴を棄却した。
2	東京地裁平成30年2月1日判決	被告(ゴルフクラブの経営業者)に保証金を預け、ゴルフクラブの会員となっていた原告ら(消費者)が、当該ゴルフクラブから退会したとして、保証金の返還を請求した事例。原告らは、所定の償還原資の額を超えた場合に償還を行う際の抽選の方法を定める条項(抽選償還条項)等について承諾していない、承諾は錯誤により無効である、または、同条項は法10条により無効であるなどと主張した。	裁判所は、原告らは被告の指定する抽選償還の方法について承諾したから、抽選償還条項所定の要件が充たされるまで、被告に対し、保証金の返還を求めることができず、保証金の一部のみを抽選償還の対象とし、ある年度の当選者は次年度の抽選に参加となる扱いをしていることをもって、債務不履行があるとは認められないと判断した。また、抽選償還は、会員の優先的な施設利用権を確保するとともに、それによって被告の経済的破綻を防ぎ、会員の保証金返還債権の實力を確保する目的で策定されたことが認められることから、抽選償還条項は原告らに一方的に不利な規定ではなく信義則に反するものとは認められないとして、法10条により無効になるとはいえないと判断し、その他の原告らの請求も棄却した。
3	東京地裁立川支部平成30年2月26日判決	自動車の転落事故により死亡した第三者の相続人である原告ら(消費者)が、当該第三者と保険契約を締結していた被告(保険業者)に対して、死亡事故による保険金相当額等の支払いを求めた事例。保険契約の約定では、保険金支払いは「急激かつ偶然な外来の事故」が要件とされていたが、原告らは、その主張立証責任は請求者にはなく、仮に請求者に負わせる規定になっているのだとしたら法10条により無効である、上記死亡事故は「急激かつ偶然な外来の事故」に該当するなどと主張した。	裁判所は、「急激かつ偶然な外来の事故」の主張立証責任を請求者に負わせる被告の約款について、傷害事故の概念を構成する不可欠な要素であり、保険金の不正請求を防止するという点で合理性もあるとして、消費者の利益を一方的に害するものとは認められず無効とはいえないと判断したものの、問題となった死亡事故について「急激かつ偶然な外来の事故」に該当すると判断して、原告らの保険金請求を認め、被告に保険金額の支払いを命じた。
4	東京地裁平成30年3月20日判決	被告(消費者)にLPガス消費設備を貸与し、同設備について売買予約をしていた原告(LPガスの販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買予約について予約完結権(一方的な意思表示により売買契約を成立させる権利)を行使することができるとの約定に基づいて、売買予約完結の意思表示をしたうえで、売買代金の支払い等を請求した事例。被告は、本件契約書における合意の実質は本件供給契約を解除したときに一方的に被告に金銭支払義務を発生させるものであり、解除に伴う違約金の定めと解すべきであるところ、本件供給契約の解除に伴い原告に何ら損失は生じていないから損害賠償額の予定の定めは法9条1号により無効であるなどと主張した。	裁判所は、LPガス消費設備に係る売買予約契約の成立を認め、同設備は取り外しが可能であること等を考慮して、建物に付合しているということではできないと判断した。また、同設備に係る売買予約の定めについて、事業者の費用負担により同設備を設置し、ガス供給契約のガス料金の中から設備費用をも回収するが、被告がガス供給契約を解除する場合には、それまでに回収できなかった設備費用を売買予約の予約完結権行使により発生する約定の代金額によって回収しようとするものであり、実質は、ガス供給契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金を定める条項であると判断し、同設備が建物に付合していない以上、同設備の所有権を有しているのは原告であり、原告はいつでも同設備の返還を求めることができるから、原告に生ずべき平均的損害は何ら発生していないとして、被告に売買代金額の支払いを求める条項は法9条1号に基づき無効であると判断し、原告の請求を棄却した。

5	東京地裁平成30年3月26日判決	<p>被告(消費者)から遺産分割調停申立事件等を共同受任した原告ら(弁護士)が、原告らの責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、委任契約を解除されたなどと主張して、被告に対して弁護士報酬等の支払いを求めた事例。被告は、上記委任契約の解除について、原告らに法令精通義務および説明義務違反があった、あるいは、中途報酬規定(委任契約に基づく事件等の処理が途中で終了した場合に、原告らの処理の程度に応じて精算を行い、原告と被告の協議結果に基づき、弁護士報酬の全部または一部の返還または支払いを行う旨定めた規定)について、実質的に違約金として機能するところ、事件処理に費やした時間および労力は着手金によって補てんされるから、平均的損害はなく、法9条1号により無効であるなどと主張した。</p>	<p>裁判所は、原告らに誤った説明や紛争解決を遅延させる行為はなく、委任契約の解除について原告らに責めに帰すべき事由はなかったと判断した。中途報酬規定については、履行の程度に応じて報酬請求を認めるにとどまり、また、原告らに責めに帰すべき事由がある場合にまで報酬請求を認めるものではないことから、違約金として機能するとは認められず法9条1号を適用することはできず、無効とはいえないと判断した。しかし、家事審判事件に移行したことにより発生した新たな着手金の算定については、旧日弁連報酬基準に依拠し、また、中途報酬については事務処理の履行の程度を8割と認定し、原告らの請求を一部認容して、被告に金銭の支払いを命じた。</p>
6	東京地裁平成30年3月27日判決	<p>欧州旅行の際に一時滞在した地で知り合った外国人に脅される等して、商品や役務の提供を受けていないにもかかわらず、クレジットカードを使用させられ、銀行口座から利用金額として金員が引き落とされた原告(消費者)が、上記のクレジット決済(立替払契約)は、詐欺ないし強迫により取り消され、または錯誤により無効であり、また、紛失・盗難により不正使用された場合に本件カードの利用により発生する全ての債務について支払債務を負う旨の規約は、法10条に反して無効であると主張し、被告(クレジットカード会社)に対して不当利得に基づき、上記引き落とし額相当の金員と利息の支払いなどを求めた事例</p>	<p>裁判所は、個別の立替払契約である本件取引が無効であっても、被告がした立替払いは、原告と被告間の基本契約であるクレジット契約に基づくものであり、この基本契約であるクレジット契約は、第三者を介しての給付に係る不当利得における補償関係となるから、利得は、被告ではなく、本件取引の加盟店に生じていることになり、被告が本件取引の加盟店に支払いをした以上、被告には利得がないことになると判断した。また、規約は、同規約内の会員保障制度と併せ考慮すべきものであり、会員保障制度の内容も合理的なものであって、消費者を一方向的に害するものではないから、原告の主張は採用できないとし、原告の請求を棄却した。</p>
7	東京地裁平成30年3月29日判決	<p>被告(インターネット通販システム提供会社)との間で、被告が運営するインターネット上のショッピングモールに出店する契約(以下「本件出店契約」)を締結して商品を販売していた原告(アパレル製品等製造・販売会社)が、被告が一方向的に本件出店契約を解除したうえに、商品代金やポイント精算金等を支払わず、原告が支払った出店料を返還しないと主張し、また、本件出店契約の規約にある、基本出店料を6カ月分まとめて前払いすること、中途解約時に基本出店料を返還しないこと、各約定期は、原告の利益を一方向的に害する条項で無効(法10条)であると主張して、被告に対し、商品代金やポイント精算金等の支払い等を求めた事例。他方で反訴として、被告が、原告に対し、本件出店契約に基づきシステム利用料等の未払い金から、本訴請求のうち被告が認める商品代金、ポイント精算金およびクーポン利用額精算金を相殺した残金の支払い等を求めた。</p>	<p>裁判所は、株式会社である原告の事業に関して締結された本件出店契約につき、法10条の適用がないことは明らかであり、インターネット上のショッピングモールへの出店契約は、一定期間の継続的な取引であることが通常想定されることに照らすと、出店料の6カ月分の前払いと不返還の合意が不合理なものとはいえず、かかる合意が信義則違反や公序良俗違反には当たらないと解するのが相当であるとして原告の主張を否定した。一方で原告は被告に対して本件出店契約の各規約等に基づき、システム利用料などの費用等の支払義務を負うと認め、それと被告の未払い金とをその対当額で相殺すると、被告は原告に対し、約45万円の支払いを請求することができるとして、本訴を棄却し、反訴を認容した。</p>
8	東京地裁平成30年3月29日判決	<p>被告(消費者)にLPガス消費設備を貸与し、同設備について売買予約をしていた原告(LPガスの販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買予約について予約完結権(一方的な意思表示により売買契約を成立させる権利)を行使することができるのと約定に基づいて、売買予約完結の意思表示をしたうえで、売買代金の支払いを請求した事例。原告は、予備的に、本件契約の実質はガス供給契約の解除に伴う利益調整合意であり、それに基づいて同設備の残存価値相当額の支払いを請求できる、同設備が被告所有の建物に付合しているとしても、民法248条による償金請求ができると主張した。原告の請求に対して被告は、同設備の売買予約の実質はガス供給契約の解約に伴う違約金の定めと解すべきものであり、法9条1号の適用があるところ、消費設備自体の価値がほとんどないこと、消費設備の設置の際の費用は設置の時点における建物の所有者との費用負担の問題であり消費者に転嫁することは不合理であること等から、原告には損害がなく無効であるなどと主張した。</p>	<p>裁判所は、LPガス消費設備を建物から分離することは不可能または著しく困難であり同設備が建物に強く付合している以上、同設備に係る売買予約契約は、当初より成立しないか、原始的に無効であると判断した。また、売買予約に係る約定は、ガス供給契約が解消される場合に原告が自らの費用で設置した同設備の費用負担についての合意であり、その限度で、利益調整契約が成立したという余地はあるとしようとして、同契約に法9条1号を適用して、①同契約はガス供給契約の解消を制限したり、これによる損害のてん補を目的としたりするものと解することはできず、逸失利益は考慮すべき損害とはいえないこと、②同設備の設置費用は、設置の時点で建物の所有者であった売主と清算すべきものであって、購入者である被告に転嫁すべき損害ということはできないこと、③消費設備そのものの価値は、経年劣化が生じうえ、これを取り外した場合には結局廃棄される以上、それ自体の価値はないことを考慮して、同設備の残存価値は全くないものというべきであって、平均的な損害の額はないと判断した。以上の判断に基づいて、原告の請求を棄却した。</p>
9	東京地裁平成30年4月23日判決	<p>被告(学校法人)の設置する専門学校(本件専門学校)を中途退学した原告(消費者)が、被告に対して、支払い済みの授業料および施設設備費(学費)のうち在籍期間に対応する部分等を控除した額が被告の不当利得に当たるとして、その返還を求めた事例。原告は、被告との間で、原告が在学中に個人的な理由により退学する場合は納入済みの学費についてその返還を一切求めない旨の誓約書を差入れていた(本件不返還合意)。原告は、本件不返還合意は法9条1号の平均的な損害の額を超える損害賠償額の予定または違約金として無効であると主張した。</p>	<p>裁判所は、本件専門学校においては年度途中からの生徒の入学を許可しておらず、被告の年間予算も当該年度の生徒の学費をもって計画されており、生徒の納付する学費は教職員の給料、施設の維持管理費等の本件専門学校における経費の財源となっていることから、被告としては、生徒が年度途中で退学した時には学費を返還すべきものとする、学費が経費に使用できないことになり、生徒が当該年度に納付すべき学費に相当する損害を被るものというべきであり、これが被告に生ずる平均的な損害である、とした。そして、この額は原告が納付した学費の額を下回るものではないから、本件不返還合意は有効であり、被告は原告に対して学費の返還義務を負わない、として法9条1号の適用を否定し、原告の請求を棄却した。</p>

10	東京地裁平成30年6月7日判決	<p>被告(消費者)にLPガス消費設備を貸与し、同設備について売買取約をしていた原告(LPガスの販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買取約について予約完結権(一方的な意思表示により売買取約を成立させる権利)を行使することができるとの約定に基づいて、売買取約完結の意思表示をしたうえで、売買代金の支払い等を請求した事例。被告は、本件契約書における合意の実質は本件供給契約を解除したときに被告に金銭支払義務を発生させるものであり、解除に伴う違約金の定めと解すべきであるところ、原告は建物建築工事の請負業者として、注文者である建設会社に自己の費用負担で設置工事を行ったものであり、原告に何の損失もないから損害賠償額の定めは法9条1号により無効であるなどと主張した。</p>	<p>裁判所は、LPガス消費設備に係る売買取約契約の成立を認め、同設備は将来的に交換が予測されていること、取り外しが困難であるとは認められないこと等を考慮して、建物に付合しているということではできない、付合を理由として同契約が原始的不能または錯誤により無効ということではできないと判断した。また、同契約の解釈について、①契約締結の際に、同設備が原告の所有に属し、ガス供給契約を解除するには買い取りが必要である旨の説明がなされたこと、②液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律も、同様の取引形態があることを前提にしていること、③予約完結権の行使期間は15年とされているが、これは減価償却資産の耐用年数等に関する省令におけるガス設備の耐用年数と合致しており、消費設備を買い取ることが必ずしも不合理とまではいえないことを考慮して、同契約を締結した当事者の合理的意図としては、本件消費設備の売買取約と解するのが相当であり、違約金の定めとは認められないとして、原告の請求を認容し、被告に売買代金と遅延損害金の支払いを命じた。</p>
11	東京地裁平成30年7月4日判決	<p>原告(不動産業者)が、被告(消費者)との間で借地権付建物の売買取約を締結し、当該借地権の譲受人たる原告が当該借地上の建物に抵当権等の設定登記をすることを承諾する書面(融資承諾書)の発行につき、被告が地主から事前承諾を得る旨合意したにもかかわらず、被告がこれを怠ったため、原告が被告の債務不履行による契約解除を主張し、既払いの手付金相当額50万円の不当利得の返還、違約金160万円の支払い等を求めた事例。被告は事前承諾取得に関する特約条項の有効性について争い、また、仮に合意したものであるとしても法10条により無効であると主張した。</p>	<p>裁判所は、本件売買取約において、被告が地主から融資承諾書面を取得すべき債務を負担する旨合意したが、それを超えて「別紙ひな形に沿った記載がされた融資承諾書面」の発行について事前承諾を取得すべき債務を負担することまで合意されていたとは認められず、融資承諾書面の発行について、地主の事前承諾が得られるよう努力すべき義務を負っていたにとどまり、売主である被告に本件売買取約上の債務不履行があったとは認められず、債務不履行を理由とする本件売買取約の解除は無効であり、合意解除されたこととなるが、売主に違約金の支払義務は発生せず、手付金50万円相当の不当利得返還義務のみが生じた。また、特約条項については、別紙ひな形に沿った記載のされた融資承諾書面の発行について事前承諾を取得すべき債務を被告に課すものであったとすれば、一般的には売買取約の要素を構成しない債務を売主である被告に負わせるものであり任意規定の適用による場合に比し、被告の義務を加重するものであるといえ、著しく不合理で信義則に反して消費者である被告の利益を一方的に害するものであり法10条により無効であるとした。</p>
12	東京地裁平成30年7月10日判決	<p>控訴人(消費者)が不動産業者と建物賃貸借契約を締結した際、被控訴人(債務保証業者)との間で、控訴人が不動産業者に対して負担する賃料等の債務を被控訴人が代位弁済した場合は控訴人が求償金等を被控訴人に支払う旨の条項を含む賃貸借保証委託契約を締結したうえで、控訴人が不動産業者に対し負担する債務を被保証債務とする連帯保証契約を締結したが、控訴人が不動産業者への本件賃貸借契約の更新手数料の支払いを怠ったため、被控訴人がこれを代位弁済した旨主張し、控訴人に対し、保証委託契約に基づき求償金等の支払いを求めた事例。原審が被控訴人の請求を認容したため、控訴人が控訴した。控訴人は、更新料条項につき、控訴人が本件賃貸借契約の更新時に不動産業者に対して更新後5カ月で退去する意思を示しており、賃料の補充ないし前払い、契約継続の対価として更新後の賃料相当分の更新料を支払えば受益に対する対価の支払い義務を果たしているから、本件更新料条項中これを超過する部分は法10条により無効であり、更新手数料の支払い義務はないと主張した。</p>	<p>裁判所は、本件賃貸借契約は本件更新料条項に基づき更新後の賃貸借契約を2年間として更新されたものであるとしたうえで、更新後の賃貸借契約の期間が5カ月であるとの前提により更新手数料が高額であるとする控訴人の主張は失当である、とした。本件更新料条項は更新料の支払いにつき一義的かつ具体的に定めているものであり、賃料の額、更新期間等に照らして高額に過ぎるとはいえず、消費者の利益を一方的に害するものには当たらないとして、法10条による本件更新料条項の無効を認めず控訴を棄却した。</p>
13	東京地裁平成30年7月11日判決	<p>被告(土産品の企画・販売業者の代表取締役)から約3200万円で購入する売買取約を締結した原告(不動産会社)が、被告の債務不履行により同契約を解除したとして、手付金1000万円の返還と遅延損害金の支払いを求めると共に、契約書に記載の条項に基づいて、手付金の額と同額の違約金1000万円等を請求した事例。被告は、確定測量図と境界確認書の交付等ができなかったのは被告の責めに帰すことのできない事由によるものだと、特約に基づいて売買取約の無条件解除を主張すると共に、売買取約の錯誤無効、違約金条項の法9条1号による無効等を主張した。</p>	<p>裁判所は、被告が関係業者との連絡を怠りがちで境界の確認や測量が遅れたこと等の理由から、被告に故意・過失または信義則上これと同視すべき事由がないということは到底できないとして被告による無条件解除を否定し、錯誤無効の主張も否定した。また、違約金条項について、被告は個人だったものの、資金調達のために売買取約が締結されていたことから、法2条1項の「事業のために契約の当事者となる場合」に該当することから、法の適用はないなどとして、被告の抗弁を全て否定し、原告の請求を全て認めた。</p>
14	東京地裁平成30年7月18日判決	<p>被告(消費者)にLPガス消費設備を貸与し、同設備について売買取約をしていた原告(LPガス販売業者)が、被告に対し、被告が原告とのガス供給契約を解除した場合に同設備の売買取約について予約完結権(一方的な意思表示により売買取約を成立させる権利)を行使することができるとの約定に基づいて、売買取約完結の意思表示をしたうえで、残存価値相当額の売買代金の支払い等を請求した事例。被告は、本件契約書における合意の実質は本件供給契約を解除したときに一方的に被告に金銭支払義務を発生させるものであり、解除に伴う違約金の定めと解すべきであるところ、本件供給契約の解除に伴い原告に何ら損失は生じていないから損害賠償額の予定の定めは法9条1号により無効であるなどと主張した。</p>	<p>裁判所は、同契約に法9条1号を適用して、同設備の減価償却期間が15年と定められていたとしても、その社会通念上の経済的価値は、解除の時点(4年5カ月)において既に残存していなかったと認定し、また、未回収の設置費用相当額や徴収できたはずのガス料金相当額を契約解除と相当因果関係のある損害と認めることは社会通念上不公平であり容認できないとした。よって、原告に生ずべき平均的な損害は存在しないと、同契約は、その全部が法9条1号により無効となると判断して、原告の請求を棄却した。</p>

15	大阪地裁平成30年9月21日判決	被告(保険会社)との間で、弁護士費用等補償特約が付された自動車保険契約を締結した後、交通事故により損害を受けた原告が、交通事故に係る損害賠償請求のために弁護士に着手金を支払ったにもかかわらず、被告が着手金相当額の保険金を支払わないとして、被告に対し、保険金および債務不履行に基づく損害賠償の支払いを請求した事例。上記特約には、労働災害により生じた身体の障害について、弁護士費用等相当額の保険金を支払わないとの定めがあったところ、上記交通事故は、労災保険上の通勤災害に該当し、ひいては特約上の労働災害に該当していた。原告は、本件特約の解釈や規定内容について法(10条)に反し無効であるなどと主張した。	裁判所は、弁護士費用等補償特約について、明確かつ平易なものであり、その定める内容自体を見ても、労働災害について適用範囲を狭める一方で、自動車事故以外の場合にも弁護士費用特約を利用することができる点で、消費者の権利を一方的に害するようなものではないと評価して、上記特約は法10条ないし民法により無効とされることはないとして判断した。そのうえで、交通事故の物損部分については弁護士費用等保険金支払いの対象になるとして、約1万円の保険金を算定し、被告に同額の支払いを命じた。
16	東京地裁平成30年9月25日判決	被告(消費者)との間で、建物の賃貸借契約(本件契約)を締結していた原告(不動産業者)が、同契約は、被告の賃料不払いにより解除されたと主張して、建物の明渡しならびに違約金、未払賃料等の支払いを求めた事例。原告と被告は、被告が賃料を滞納した時点で、別件定期賃貸借契約(別件契約)を締結していた。その後被告がさらに賃料を滞納し、原告はその翌月に解除の意思表示をした。被告は、違約金を定める条項が法9条1号ないし2号に基づき無効であると主張するほか、別件契約の存在を根拠に建物明渡し請求を拒絶した。	裁判所は、法9条1号にいう契約の解除に伴う損害に関する条項でも、2号にいう金銭の支払いを遅滞した場合の損害に関する条項でもないため、法9条に基づく被告の主張には理由がないなどと判断して原告の請求を全部認容し、被告に、建物の明渡しならびに違約金108万円および約定遅延損害金の支払いを命じた。
17	東京地裁平成30年11月5日判決	被告(有料老人ホームの運営会社)の運営する有料老人ホームの入居者の相続人である原告(消費者)が、入居者の死亡を理由とする入居契約の終了により居室を明け渡したところ、被告が入居一時金の残金から居室清掃代や壁紙張り替え費用を控除して返還したため、原告が控除された分の費用の支払いを求めた事例。原告は、「居室には通常使用を超えるような使用による損耗や毀損はなかった。原状回復義務を定めた契約条項は通常使用の範囲を超えた使用による損耗や毀損をした場合に入居者が修繕等の費用を負担する旨定めたものであり、仮に通常使用による場合も費用負担する旨定めたものと解されるとしても法10条により無効である」等と主張した。	裁判所は、通常使用によるものを超えたものとして臭気や汚損等が生じたとは認められないとしたうえで、本件の契約条項は通常損耗を超える部分について入居者に原状回復義務を負担させるものと解すべきであり、通常損耗についても負担させる旨定めていたとしたら法10条により無効であるとして、原告の請求を認め、被告に控除分の費用の支払いを命じた。
18	東京地裁平成31年2月4日判決	被告(仮想通貨取引業者)との間で、仮想通貨交換サービス利用契約を締結した原告(消費者)が、被告に対して、被告が仮想通貨の不正な外部への送金への対応として、一時的にサービスの提供を停止したことが債務不履行に該当するとし、契約を解除し預託金の一部の原状回復を請求した事例。サービスの提供の停止は、盗難等の事故の場合に被告が事前の通知なく停止することを認める条項に基づくものであったため、本件条項が法8条1項1号、同条2第1号に照らして無効となるか等が問題になった。	裁判所は、盗難等の事故の場合に、顧客に対する事前の通知なく、被告がサービスの提供を停止または中断できる旨を定める条項は、法8条1項1号または8条の2第1号に該当しない、同条項の趣旨は、サービスの提供停止に伴って顧客が負担するリスクよりも大きな、さらなる資産の盗難等のリスクを回避し、それにより顧客の利益が損なわれることを防止する点等にあるから、法10条に該当しないなどとして、被告がサービスの提供を停止し日本円を原告に払い戻さなかったことは、債務不履行には当たらないと判断した。
19	名古屋地裁令和元年7月2日判決	被告(不動産業者 賃借人)と、サブリース取引による賃貸借契約および同契約に関する家具・家電の保守、レンタル業務を内容とする家具・家電総合メンテナンスサービス契約(本件契約)を締結した建物所有者である原告ら(個人または会社 賃借人)が、被告に対し、①レンタル業務の履行がないにもかかわらず同業務代として賃料から差し引かれた価額について、賃貸借契約に基づいて、未払賃料として支払いを請求し、②本件契約または本件契約上の特約金支払合意(家具・家電費用積立金相当額および長期修繕保証金のうち家具・家電費用相当額の合計額の支払義務を原告らに負担させる条項)が法10条または民法90条に違反し無効であるなどと主張して、不当利得に基づき、特約金相当額の支払い等を請求した事例。	裁判所は、原告らのうち個人である者について、原告らは、被告によるサブリース取引の提案に応じて自ら賃貸業を営んでおり、その一環として本件契約を締結しているものであるから、「事業のために契約の当事者」となった場合に当たり、消費者に該当しないと判断した。そのうえで、①について、レンタル業務に移行していない物件については、保守業務が行われることになり、被告の原告らに対するサービス料の支払請求権は失われず、サービス料支払請求権と賃料債権とを相殺できると判断した。また、②については、本件契約または本件契約上の特約金支払合意は、被告に一方的に有利であって極めて不合理な内容を含むものとは認められず、また、原告の無知に乗じて締結されたものとはいえないとして民法90条に違反しない等と判断し、原告らの請求を棄却した。

(4) 消費者団体訴訟に係る判決等

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	佐賀地裁令和元年6月14日判決	原告(適格消費者団体)が、被告(冠婚葬祭互助会運営業者)に対し、互助会契約約款中の、解約時の払戻金について「被告は、契約金額および支払回数に応じて、会員の月掛金の残額から『解約手数料』欄記載の手数料を差し引いた『払戻金額』欄記載の金額を支払う」との条項は、法9条1号および同法10条に該当する無効であると主張して、当該条項にかかる意思表示をすることの差止め等を求めた事例。	裁判所は、被告は顧客の請求前であっても、将来のサービス提供のために会員の募集・管理に係る業務を行う必要があり、これについて被告が支出した費用は、会員による中途解約により無駄なものとなるから、中途解約に伴う損害が生じるとした。そして、ある期間中に支出された会員募集費用については、当該期間中に締結された新規の契約の口数で除する、会員管理費用については、当該期間中の契約総口数で除することで、特定の中途解約に伴う平均的な損害を算出することが可能とした。そのうえで、会員募集・管理に係る人件費、電話料金、交通費、設備費等や、会報誌や会員募集のために印刷された書類の印刷・配布代、前受業務保証金供託委託契約に基づく保証料、レジャー施設の優待特典付与費用を平均的損害に含めて、上記の通りに除算を行うことで平均的損害を算出した。以上の算定に基づいて、被告の約款が定める解約手数料は、法9条1号に定める「平均的な損害の額」を超えているとはいえず、また、法10条にも該当しないと、原告の請求を棄した。
2	大阪地裁令和元年6月21日判決	原告(適格消費者団体)が、被告(家賃債務の保証業者)に対し、被告が消費者との間で締結する賃料債務等に係る保証委託契約における条項について、法8条1項3号または10条に該当してその効力が否定されるものであるとして、これらの条項を含む契約の申込みまたは承諾の意思表示の差止め等を求めた事例。問題となったのは、①滞納賃料等の合計額が賃料3カ月分以上に達した場合、被告が賃貸借契約を無催告解除できるとする条項、②上記解除権付与条項に基づく有効な解除権の行使について、賃借人に「異議がない」ことを確認する条項、③被告が、賃借人に対して保証債務を履行する際に、賃借人に対する事前の通知義務を免除する条項、④被告が保証債務を履行し賃借人が償還請求を受ける場合に、賃借人に対する抗弁をもって被告への支払いを拒めないことを予め承諾する条項、および、⑤賃借人が賃借物件を使用していないことをうかがわせる所定の要件を充たす場合に、賃借物件の明渡しがあったものとみなし、賃借物件を第三者に賃貸する権限や残置した動産類の搬出・保管権限等を被告に付与する条項である。	裁判所は、⑤について、賃貸借契約の終了原因の有無等を問題にせず、賃借人に賃借物件の返還請求権が生じていない場合であっても、被告に賃借人の占有を排除することを認める条項であり、このような占有の排除は、自力救済行為であってごく例外的な場合を除いて不法行為に該当し、賃借人がこれを理由とする損害賠償請求権を放棄する趣旨をも含む点で、法8条1項3号に該当すると判断して原告の請求を認容し、被告に意思表示の差止めおよび意思表示の停止または予防のために必要な措置を命じた。①については、被告が賃料等不払いリスクを負担することに鑑み、賃貸借契約継続に関する決定権限を被告に付与することは不合理とはいえないのに対し、賃借人は、無催告解除を正当化する事情が存する場合に、第三者により原契約を一方的に終了させられるという不利益を甘受すべきである点で、限定的な不利益を受けるにとどまると評価し法10条後段に該当しない、②については、損害賠償請求権等の権利を放棄させる条項ではなく、法8条1項3号にも法10条前段にも該当しない、③および④については、賃借人の抗弁の主張を妨げ、二重払いの不利益を受ける機会を増加させる等の点で、任意規定と比較して賃借人の権利を制限し、義務を加重するが、二重払いのリスクは1カ月分にとどまり、賃料等の支払いを受けた賃借人が保証債務の履行を請求する場合には、保証人の支払額に加えて支払費用を追加で支払わねばならないため、賃借人がみだりに保証債務の履行を請求するとは考え難い等の点に鑑みると、賃借人の不利益は大きいものとはいえずと評価し、法10条後段に該当しないと判断した。

### <消費者契約法における事業者の努力義務>

努力義務の種類		努力義務の内容
事業者の努力義務	(1) 契約条項の明確化 (3条1項1号)	契約条項を定めるにあたって、その解釈について疑義が生じない明確で平易なものになるよう配慮すること
	(2) 情報提供 (3条1項2号)	勧誘に際し、物品や役務など契約の目的となるものの性質に応じ、個々の消費者の知識・経験を考慮した上で、必要な情報を提供すること

### <消費者契約法における不当行為>

不当行為の種類		具体的に想定される 不当勧誘行為・不当契約条項の例	
不当な勧誘行為	誤認類型	(1) 不実告知 (4条1項1号)	「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売
		(2) 断定的判断の提供 (4条1項2号)	元本保証のない金融商品を「確実に値上りする」と説明して販売
		(3) 不利益事実の不告知 (4条2項)	眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知らながら、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売
	困惑類型	(4) 不退去 (4条3項1号)	消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
		(5) 退去妨害 (4条3項2号)	事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘
		(6) 不安をあおる告知 (4条3項3号)	就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げて勧誘（就職セミナー商法等）
		(7) 人間関係の濫用 (4条3項4号)	男性から電話があり、何度か電話するうち好きになり、思いを伝えた。男性に誘われ宝石展示場に行ったところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と言われ契約（デート商法等）
		(8) 判断力低下の不当な利用 (4条3項5号)	加齢により判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ、「投資用マンションを持っていないければ定期収入がないため今のような生活を送るこ

		とは困難である」と告げて勧誘
	(9) 靈感等による知見を用いた告知(4条3項6号)	「私は霊が見える。あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘(靈感商法等)
	(10) 契約締結前に債務の内容を実施等(4条3項7号、8号)	事業者が、注文を受ける前に、自宅の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切断し、代金を請求
	過量契約 (11) 過量契約(4条4項)	一人暮らしでありあまり外出せず普段着物を着用しない消費者に、そのことを知りつつ事業者が勧誘し着物を何十着も販売
不当契約条項の使用	(1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条)	いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項
	(2) 消費者が支払う違約金等を予定する条項等(9条)	消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項
	(3) 消費者の利益を一方的に害する条項(10条)	貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課す条項

※ 本資料は「消費生活相談の事例から見た消費者契約法の問題点と課題(中間整理)」(国民生活センター平成19年3月22日公表)および、以下の消費者庁のホームページ内の資料をもとに編集

< 参考URL >

消費者契約法(消費者庁「消費者契約法」のページ)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/)